

2021年10月28日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 都道府県支部 御中

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局

「医療基本法要綱案（医療基本法フォーラム版）」に係る小冊子の送付について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本協会事業へのご理解ご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度第1回ブロック会議（9月26日開催）（以下「ブロック会議」という。）にて、理事会からの「医療基本法要綱案（医療基本法フォーラム版）」に関するご報告の際、支部長並びに代議員の皆さまにご案内しておりました小冊子（1部）をお送りさせていただきます。

また、ブロック会議での配布資料も再度お送りさせていただきます。

つきましては、都道府県精神保健福祉士協会等とも共有いただきまして、「医療基本法フォーラム」の活動への賛同や協働をご検討いただければ幸いです。

<送付資料>

- ・小冊子「医療基本法要綱案」
- ・ブロック会議配布資料（「医療基本法フォーラム」の活動への賛同と協働のお願い、医療基本法要綱案（医療基本法フォーラム版）、提案団体一覧）

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会（担当：坪松）

〒160-0015 東京都新宿区大京町2-3-3

四谷オーキッドビル7F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail : office@jamhsw.or.jp

医療基本法制定の実現に向けて

「医療基本法フォーラム」の活動への賛同と協働のお願い

日本では1968年に医療基本法の法律案が国会に提案されましたが、審議未了のまま廃案となったまま長い年月が経過してきております。

近年の動きとして、患者・市民団体や日本医師会などがそれぞれに「医療基本法構想」の検討、提言を行ってきており、2016年には患者の権利法をつくる会、医療問題弁護士、（一社）日本ALS協会等々の当事者団体の結集の呼びかけに応じて、本協会や（公社）日本社会福祉士協会、（公社）日本医療ソーシャルワーカー協会も「医療基本法共同骨子」の提言の賛同団体に加わりました。

2019年には「医療基本法の制定に向けた議員連盟」が結成され、同議連では医師会、患者団体等のヒアリングを終えて、具体的な検討段階に入っている状況にあります。

賛同団体は現在約45団体となり、議連役員会の傍聴や医療基本法啓発のための学習会、シンポジウム等の活動を展開してきています。

医療基本法の内容はまだ確定しておらず、流動的な状況下にあります。議連役員会傍聴によりうかがい知る経過からは、重要な「人権保障」が不十分な法律となることが懸念されるため、医療基本法要綱案（医療基本法フォーラム版）を多くの人々に知っていただき、趣旨の理解や賛同の輪を広げていきたいとの意向があります。

そこで、こうした現状を皆さまにもご理解いただき、各都道府県協会単位でも賛同や協働のご検討をいただければと思います。

医療基本法制定に向けてのこれらの活動の詳細については「患者の権利法をつくる会」のホームページ等をご参照ください。

【医療基本法に期待されること】

「基本法」という性質上、医療関連の個別法の規定内容を誘導する「親法」として、医療制度の全体を「人権理念」に基づいて「再構築」していく契機となり得るものです。

基本法が制定されれば、これと矛盾しないように個別法の点検へとつながります。

医療基本法が影響を及ぼし得る範囲の法律は多岐にわたりますが、もっとも一般的なものとしては医療法、医師法などの医療従事者の身分法、健康保険法などの医療保険法、薬機法などがありますし、当然、精神保健福祉法もその範疇となってきます。

精神保健福祉士としても、医療の個別法等と憲法（第25条「生存権」や第13条「幸福追求権」等）との間を媒介する親法として医療基本法が制定され、精神科医療における抜本的な課題解決の根拠として機能していくことは望ましいことと言えます。

（文責：副会長 洗 成子）

医療基本法要綱案（医療基本法フォーラム版）

前文

この法律はハンセン病問題、薬害、優生保護法に基づく強制不妊・強制堕胎手術及び非合法下における強制不妊・強制堕胎手術、医療事故、医療従事者の過労死など負の歴史を反省し、医療を受ける者の権利保障を理念とし、医療制度にかかわる関係者の信頼関係を土台にした医療制度を構築するために、関係者の意見を聴取しながら立案されたものである。

我が国における医学医術の水準の向上並びに医療提供体制及び公的医療保険制度の整備を通じた国民の医療を受ける機会の確保は、健康長寿社会の実現に向けた社会全体の取組において大きな役割を果たしてきたが、その一方で、医療政策によって国民の基本的人権が侵害される事例があったことも忘れてはならない。

医療については、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応しつつ、患者にとって質の高い医療があまねく提供されるよう充実を図っていくことが求められており、また、医療が複雑化し、及び高度化する中、その役割を十分に果たし、病気になっても病気と向き合って生きていくことのできる社会を、国民が力を合わせて実現していく上で、医療に関する施策の方向性を改めて国民に示すことが必要とされている。

ここに、医療に関する施策について、憲法13条の保障する幸福追求権と25条の保障する生存権を具現化するものとして、高い公益性・公共性を踏まえた医療の基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1 総則

1 目的

この法律は、医療に関する施策について、基本的人権の尊重を中心とする理念を定め、並びに国、地方公共団体、医療提供施設、医療従事者、医療関係団体、医療事業者、医療保険者及び国民の各責務を明らかにするとともに、

医療に関する施策の基本となる事項を定めることにより、医療に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健康の保持・向上に寄与することを目的とすること。

2 基本理念

医療に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならないこと。

- ① すべて人は、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件によって差別されることなく到達しうる最高水準の健康を享受する権利を有するものであり、医療制度はその保障を目的とするものであること。そこでいう健康とは、単に病気でないことを意味するものではなく、肉体的、精神的及び社会的に良好な状態を意味するものであること。
- ② すべて人は、病気や障がいを理由に差別されないこと
- ③ 医療を受ける者の権利には、良質かつ適切な医療を受けること及び医療を受ける者が自らの医療情報を知ることができること、また、医療情報が適切に扱われること、必要性や危険性、費用並びに選択しうる他の方法の提示等の必要な情報を得ながら医療内容を決定することができることを踏まえて尊重するとともに、権利が侵害された場合には迅速かつ適切に回復が図られるようにすること。
- ④ 生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨として、治療はもとより疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切な医療が、医療従事者と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身と生活の状況に応じて行われるようにすること。
- ⑤ 医療に関する施策は、国民が参加し、医療関係団体との相互信頼に基づき合意形成が行われ、医療を継続的、総合的に評価改善していく推進体制のもとに実施されるようにすること。
- ⑥ 医療従事者及び医療提供施設の開設者並びに管理者は、国民の医療に関する権利の擁護をする立場として位置付けられること。

- ⑦ 医療が国民の健康を支える基礎であることを鑑みて、医療を効率的に提供する体制を確保し、医療を受ける者に適切な選択を支援することによって国民の医療を受ける権利が等しく確保されるようにすること。
- ⑧ 医療は、高度に専門的な役務であるとともに、医療を受ける者ごとに疾病の態様、体質、生活環境等が異なること等により結果に不確実性があることを踏まえつつ、医療従事者及び医療を受ける者が医療の目的の達成に向かって共に取り組むことができるようにすること。

3 国の責務

- (1) 国は、2の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、医療に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。
- (2) 前項の施策の策定及び実施を通じて、国民の医療に関する権利保障の充実を図ること。
- (3) 国は、地方公共団体と協力して施策を実施する責務を有すること。

4 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、医療に関する施策について、当該地域の状況に応じた施策を策定し、国と協力して実施する責務を有すること。

5 医療提供施設・医療従事者の責務

- (1) 医療従事者は、国民の医療に関する権利を擁護する立場から、国及び地方公共団体が講ずる医療に関する施策の策定及び実施に協力するとともに、相互に連携協力しつつ、基本理念にのっとり医療の提供をしなければならないこと。
- (2) 医療提供施設の開設者及び管理者は、国民の医療に関する権利を擁護する立場から、国及び地方公共団体が講ずる医療に関する施策の策定及び実施に協力するとともに、当該医療提供施設において、(1)の医療が提供され、及び医療に関連する他のサービスを提供する者と連携協力しなければならないこと。

(3) 医療関係団体は、医療従事者の資質の向上その他の(1)の医療の提供に資する活動に努めなければならないこと。

6 医療事業者の責務

医療事業者（医薬品及び医療機器等を提供する事業者）は、基本理念に基づく医療の実現に協力しなければならないこと。

7 医療保険者の責務

医療保険者は、国民の医療に関する権利を擁護する立場から、医療の適切な実施のために協力しなければならないこと。

8 国民の責務

国民は、医療を受ける者の権利について理解を深めるとともに、基本理念に基づく医療に関する施策の推進に協力すること。

9 意見の反映

国及び地方公共団体は、医療に関する施策の策定及び実施に当たっては、広く国民の意見を反映させるため、医療を受ける者を含む国民と医療従事者等が医療に関する施策の策定過程からの参画を推進する仕組みを整備、活用しなければならないこと。

10 法制上の措置等

政府は、この法律の目的を達成するため、医療に関する法令の見直しを行うとともに、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

第2 医療基本計画及び医療計画推進協議会

(1) 政府は、医療に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、医療に関する施策に関する基本的な計画（以下「医療基本計画」という。）を定めなければならないこと。

- (2) 医療基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ① 医療に関する施策についての基本的な方針
 - ② 医療に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、医療に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 厚生労働省に、医療政策推進協議会を設置すること。
- (4) 医療政策推進協議会は、医療基本計画について意見を述べ、その実施状況を監視すること。
- (5) 厚生労働大臣は、医療基本計画の策定、変更にあたっては、医療政策推進協議会の意見を聴くものとする。
- (6) 医療政策推進協議会の委員は、医療を受ける者及びその家族または遺族を代表する者、医療に従事する者並びに学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。
- (7) 医療政策推進協議会の委員の地位は国家公務員に準ずるものとし、任期は2年とすること。但し、再任を妨げない。
- (8) 厚生労働大臣は、医療基本計画の実施状況及びその効果の評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、計画を見直さなければならないこと。
- (9) 都道府県は、医療基本計画及び当該都道府県における医療の提供の状況を踏まえて、都道府県医療基本計画を定めるべきこと。本項の(3)ないし(8)は、機関に関する文言を都道府県に適合するよう読み替えてこれを都道府県基本計画に関する事項に準用する。

第3 基本的施策

国及び地方公共団体は、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- ① 国民がその居住する地域にかかわらず必要な医療を受けることができるようにするための施策（地域における医療提供施設の整備及び医療提供施設相互間の連携の確保、医療提供施設に関する情報の提供、医療従事者の確保等）
- ② 国民がその経済的事情にかかわらず必要な医療を受けることができるようにするための施策（公的医療保険制度の維持・充実等）

- ③ 医療を受ける者に対する十分な説明が行われ、及び当該者自らの決定に基づいて行われる医療の推進に関する施策
- ④ 診療記録の適切な開示の推進及び医療に関する秘密の保護に関する施策
- ⑤ 医療における安全の確保に関する施策（医療提供施設における体制の整備、医薬品、医療機器等に係る安全性の確保、医療事故調査制度の充実及び活用の普及等）
- ⑥ 健康を維持するために必要な福祉相談援助が、医療と協働して提供されるための施策
- ⑦ 精神科医療について、その他の医療制度と同様の位置づけにするための関連法令の見直しの検討をはじめとする必要な施策
- ⑧ 伝統医療について、医療制度における位置づけを明確にする施策
- ⑨ 医師等医療専門職養成課程における人権教育等良質かつ適切な医療の提供の担い手としての医療従事者の育成及び資質の向上を図るための施策
- ⑩ 医療従事者の労働環境の整備に関する施策
- ⑪ 医療に係る研究開発の促進、被験者の保護及びその研究開発の成果の普及に関する施策
- ⑫ 医療の提供に伴い健康被害が生じた場合等国民の医療に関する権利が侵害された場合に、迅速かつ適切に対応する体制を整備するための施策
- ⑬ 病気や障がいを理由とする差別を解消するための施策

提案団体一覧

- さいたま市浦和区大原3丁目10番1号埼玉県障害者交流センター内
一般社団法人埼玉県障害難病団体協議会
代表理事 鍛冶屋 勇
- 埼玉県和光市新倉1-20-15-503
患者の声協議会
代表世話人 長谷川 三枝子
- 千葉県浦安市入船3-59-101
医療の良心を守る市民の会
代表 永井 裕之
- 東京都千代田区九段北1-1-7カーサ九段405号
一般社団法人日本ALS協会
会長 嶋守 恵之
- 東京都豊島区巣鴨1-11-2巣鴨陽光ハイツ604号
一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
代表理事 吉川 祐一
- 東京都東村山市多摩湖町1-22-2宮脇方
医療過誤原告の会
会長 宮脇 正和
- 東京都板橋区徳丸3-2-18まつどビル202
きのした法律事務所内
医療問題弁護団
代表 安原 幸彦

東京都新宿区四谷本塩町3-1 四谷ワイズビル1階

谷直樹法律事務所内

患者の権利オンブズマン東京

幹事長 谷 直 樹

東京都新宿区住吉町8-20 四谷ヂンゴビル2F

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会

会長 野 口 百 香

東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 西 島 善 久

東京都新宿区大京町23番地3 四谷オーキッドビル7階

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

会長 田 村 綾 子

東京都千代田区神田紺屋町6番地大矢ビル2階

公益社団法人日本リウマチ友の会

会長 長谷川 三枝子

東京都品川区北品川2-26-20-106

口友会

会長 佐 野 智

東京都文京区千石4-33-5-309

社会福祉法人復生あせび会相談事業部

会長 佐 藤 エ ミ 子

東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5F

障害連（障害者の生活保障を要求する連絡会議）

代表 尾 上 裕 亮

東京都大田区大森北2-6-1 サンプラザ竹虎307

全国「精神病」者集団

共同代表 関口明彦・桐原尚之

東京都東村山市青葉町4-1-10

全国ハンセン病療養所入所者協議会

会長 森 和 男

東京都新宿区新小川町9番20号新小川町ビル5階

東京HIV訴訟原告団

代表 後 藤 智 己

東京都文京区大塚2-17-12美津野商事本社ビル6階

すずかけ法律事務所内

東京HIV訴訟弁護団

代表 清 水 洋 二

東京都文京区本駒込2-28-1B-1211

特定非営利活動法人日本呼吸器障害者情報センター

理事長 遠 山 和 子

東京都港区南青山2-2-15-942

特定非営利活動法人日本慢性疾患セルフマネジメント協会

理事長 岡 谷 恵 子

東京都新宿区百人町3-25-1サンケンビル5F

日本医療福祉生活協同組合連合会

代表理事会長理事 高 橋 淳

東京都新宿区高田馬場1-34-12

認定NPO法人アトピッチ地球の子ネットワーク

専務理事/事務局長 赤 城 智 美

東京都江東区住吉 2-6-5 インテグレート村上 3F
認定NPO法人日本アレルギー友の会
理事長 武川 篤之

東京都立川市曙町 2丁目 17-6 朝日生命立川ビル 4階
ハンセン病違憲国賠訴訟東日本弁護団
事務局長 赤沼 康弘

東京都新宿区新宿 1-14-4 AMビル 4階
薬害オンブズパーソン会議
代表 鈴木 利廣

東京都港区西新橋 1-5-10 TJ内幸町ビル 2階
薬害肝炎全国原告団
代表 浅倉 美津子

東京都新宿区新宿 1-28-3 TSG御苑ビル 3階
薬害肝炎全国弁護団
代表 鈴木 利廣

東京都千代田区西神田 2-5-9 HIビル 2階
前田・鵜之沢法律事務所
Medical Basic Act Community
代表 前田 哲兵

東京都新宿区赤城下町 44番株式会社マル・ビ内
NPO法人日本ナルコレプシー協会
理事長 原 泰介

東京都立川市錦町 2-12-31
NPO法人ブーゲンビリア
統括理事長 内田 絵子

神奈川県大和市つきみ野5-8-A-209

NPO法人PAHの会

理事長 村上 紀子

山梨県（以下非公開）<https://inca-inca.net>

患者なっとくの会INCA

代表 小沢 木理

京都市上京区藁屋町536-1元待賢小学校1階京都難病連内

一般社団法人全国筋無力症友の会

代表理事 小野寺 廣子

大阪市北区西天満6-2-14マッセ梅田ビル2号館805号

特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権

理事長 若生 治友

大阪府池田市石橋2-13-28メゾンジョイ108

もやもや病の患者と家族の会

代表世話人 林 大

岡山県倉敷市松島563番地

ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護団

事務局長 近藤 剛

徳島県板野郡板野町大寺字大向北1-1

東徳島医療センター 地域医療連携室内（事務局）

徳島県医療ソーシャルワーカー協会

会長 郡 章人

福岡市東区筥松4丁目8-32-301

医療事故防止・患者安全推進学会

代表理事 隈本 邦彦

福岡市東区馬出 1-10-2 メディカルセンタービル九大病院前 6 階
九州・山口医療問題研究会

幹事長 安部 尚志

福岡市東区馬出 1-10-2 メディカルセンタービル九大病院前 6 階
患者の権利法をつくる会

事務局長 小林 洋二

福岡市博多区博多駅南 1 丁目 2-3 博多駅前第一ビル 8 階
福岡県歯科保険医協会

会長 大崎 公司

熊本県合志市栄 3796

ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会

会長 志村 康

熊本市南区江越 1-17-12

ハンセン病国賠訴訟西日本弁護団

代表 徳田靖之・八尋光秀

(住所非公開) <https://main-soudannsitu.ssl-lolipop.jp>

きんつう相談室

代表 橋本 裕子